

北太平洋漁業委員会（NPFC）の概要 North Pacific Fisheries Commission

1. 目的

北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること

2. 設立条約

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（北太平洋漁業資源保存条約）

発効：2015 年 7 月 19 日

我が国による締結：2013 年 7 月 16 日

3. 任務

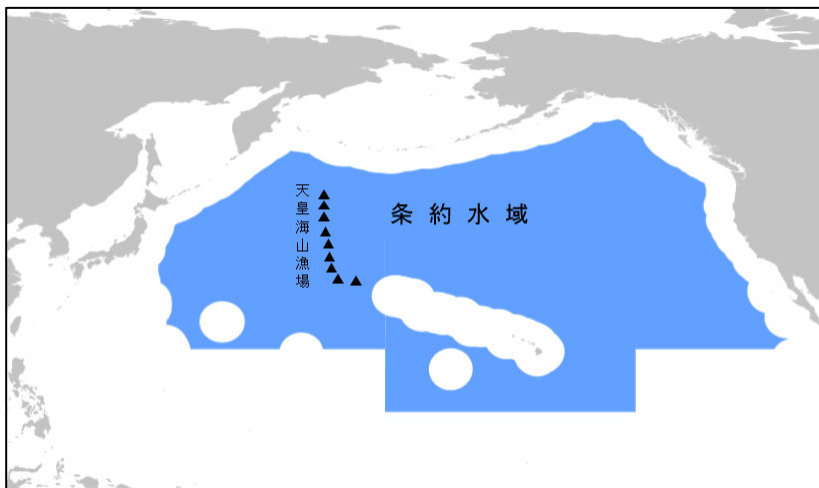
- ・ 条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置を採択すること
- ・ 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適当な協力の仕組みを設けること 等

4. 参加国等

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、米国、バヌアツ、台湾、EU

5. 対象水域

概ね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（下図参照）



6. 対象資源

サンマ、サバ類、クサカリツボダイ、アカイカ等（まぐろ類、さけ・ますなど、他の条約の対象資源は対象外）

7. 事務局所在地

東京海洋大学（品川キャンパス）